

## 再 評 価 書

事業名	一級河川 桜尻川 総合流域防災事業	事業区分	河川事業	室名	河川・砂防室
事業概要	工期	平成6年～平成40年	全体事業費	5,123百万円(負担率:国0.5 県0.5)	
	(下段:前回)	平成6年～平成30年	(下段:前回)	5,123百万円(負担率:国0.5 県0.5)	
事業目的及び内容					
<p><b>(1) 事業目的</b>            桜尻川は、伊勢神宮・外宮の南側に位置する高倉山を源とし、伊勢市市街地を貫流して勢田川に合流する、総延長約4.8km、流域面積5.16k㎡の宮川水系の一級河川です。            桜尻川沿川の浸水被害防止を目的に築堤護岸工等の改修により、流下能力を確保し、治水安全度の向上を図ります。</p> <p><b>(2) 事業の内容</b>            事業内容は、次のとおりです。            延長 L=1,660m            ①護岸工 3,326m ②掘削 84,000m<sup>3</sup> ③橋梁 7橋 ④樋門・樋管 23基 ⑤用地補償 1式</p>					
事業主体の再評価結果					
<p><b>1 再評価を行った理由</b>            前回の再評価実施後、一定期間が経過し、なお継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p><b>2 事業の進捗状況と今後の見込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成6年度に事業着手</li> <li>② 平成6年度から用地買収に着手</li> <li>③ 平成15年度に事業再評価を実施</li> <li>④ 平成20年度までに41%が完了予定</li> <li>⑤ 平成40年度までに全体計画整備完了予定</li> </ul>					
<p><b>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</b></p> <p>○周辺環境の変化            桜尻川流域内の約3/4は市街地であり、JR線、近鉄線等の鉄道網や主要幹線道路の国道23号など交通整備が拡充されています。</p> <p>桜尻川の沿川は住宅が集中し、氾濫域には県道宇治山田港伊勢市停車場線等の生活道路としての主要道が含まれています。また、工場跡地には大型商業店舗が進出するとともに、災害医療拠点である山田赤十字病院の建設が計画されています。</p> <p>また、平成17年11月1日に伊勢市、二見町、小俣町、御薮村の1市2町1村が合併し、新しい伊勢市が誕生しました。</p>					

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

(平成15年度 費用対効果分析結果；平成12年 治水経済マニュアルによる)

費用対効果(総便益総費用)  $B/C=1,322.43 \text{ 億円}/42.67 \text{ 億円}=30.99$

※ 総便益B=総便益(現在価値化)

※ 総費用C=建設費(現在価値化)+維持管理費(事業の0.5%現在価値化)-残存価値(現在価値化)

※ 資産単価：平成13年度

(平成20年度 費用対効果分析結果；平成17年 治水経済マニュアルによる)

費用対効果(総便益総費用)  $B/C=376.54 \text{ 億円}/47.15 \text{ 億円}=7.99$

※ 総便益B=総便益(現在価値化)+残存価値(現在価値化)

※ 総費用C=建設費(現在価値化)+維持管理費(事業の0.5%現在価値化)

※ 資産単価：平成19年度

B/C変化の要因 氾濫解析方法の見直しによる。

##### 4-2 地元意向

桧尻川の沿川には多数の宅地が集中し、浸水被害が発生していることから、河川整備への強い要望があります。

また、当該地域では宮川水系治水事業促進期成同盟会が結成されており、地域の発展のためにも早期の改修完了が望まれています。

#### 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

護岸に河床掘削の発生土を入れてコスト縮減に努め、植物の生育環境の創出を図ります。

さらに、河床掘削等による発生土を近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。

##### 5-2 代替案

「遊水地・調節池案」 流域周辺の開発が進んでいる中で、新たに用地を取得することや、補償することは困難です。

また、過去から河川改修を進めてきた実績もあることから、桧尻川では河道改修が妥当と考えています。

#### 再評価の経緯

##### 平成15年度委員会意見

前回の再評価委員会において、以下の四点が指摘されました。

- ①河川流域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。
- ②景観や環境への影響について、関係する市町村及び県民との議論を喚起できる場の構築を望む。
- ③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して取り組まれない。  
また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められたい。
- ④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められたい。

##### 対応方針

- ①諸開発に対しては、都市計画法等に基づき、河川管理者として調整を図ります。
- ②今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。
- ③環境に配慮し、植物の生育環境を創出する護岸工法を取り入れました。  
また、草刈等の維持管理については、自治会委託制度等により地域住民の参画を促しています。
- ④平成18年12月に策定された河川整備戦略に基づき、今後15年の整備目標を示しています。これからも県民への説明に努めていきたい。さらに、宮川水系治水事業促進期成同盟会において、定期的な説明を行っています。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項をふまえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。